

ねんきんコーナー



退職（失業）による  
特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、月額1万5040円（平成25年度）の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ② 老齢基礎年金を受給する時に、2分の1の年金額が保障されます。
- ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

●退職（失業）の特例免除制度の  
利用年度は？

免除申請する年度、またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。

この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

●手続きは？

特例免除の申請には、「国民年金保険料免除申請書」を役場または年金事務所へ提出する（郵送も可）必要があります。

※申請書は役場または年金事務所にあります。

【手続きに必要なもの】

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ② 認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保

険受給資格者証、離職票など）

●被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第3号被保険者から第1号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められます。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については役場または年金事務所にご相談ください。



「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳（年金証書）や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

日時 7月18日（木）

午前10時～正午  
午後1時～3時

場所 黒潮町役場 佐賀支所

1階 町民室

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616（直通）